

平成18年厚生労働省告示107号に基づく[厚生労働大臣が定める掲示事項]は下記のとおりです

当院では次の施設基準に適合している旨の届出をおこなっています

- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算2
- 輸血管理料Ⅱ
- 医療機器安全管理料1
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(1)
- 運動器リハビリテーション料(1)
- 呼吸器リハビリテーション料(2)
- 回復期リハビリテーション病棟入院料2
- 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 障害者施設等入院基本料
- 後発医薬品使用体制加算2
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 特殊疾患入院施設管理加算
- 療養環境加算
- 療養病棟療養環境加算1
- 入院時食事療養/生活療養1
- ニコチン依存症管理料
- 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 診療録管理体制加算3
- 感染対策向上加算3
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- データ提出加算
- 認知症ケア加算(加算2)
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- 機能強化加算
- 看護補助加算2
- CT撮影及びMRI撮影
- 医療DX推進体制整備加算

当院は入院時食事療養(1)の届出にかかわる食事を提供しています。
管理栄養士によって管理された食事が適時(夕食時については午後6時以降)適温で提供されます